

へき地巡回診療車（船）運営事業

1 目的

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地巡回診療車（船）で実施する巡回診療に対して、その運営に要する経費を補助することにより、へき地における住民の医療を確保する。

2 補助対象及び補助金交付額算定方法

(1) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額

(2) 病院又は診療所の開設者

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額

1. 基準額		2. 対象経費
巡回診療実施日数×次に定める単価		へき地巡回診療車(船)の運営に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 消耗品費 材料費（医薬品費、診療材料費） 印刷製本費 社会保険料 雑役務費（修繕料等） 燃料費 委託費
区分	単価（円）	
巡回診療車	58,000	
巡回診療船	厚生労働大臣に協議して 定めた額	